

新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ いのちと暮らしを守る役割を発揮しよう

自治労連副中央執行委員長
長坂 圭造

はじめに

新型コロナウイルス感染が世界中で広がり、日本国内でも予断を許さない状況が続いており、自治体職場では、人員不足とマスクや防護服など必要最低限の資材さえ不足し、いつ感染してもおかしくない状況のもと、住民のいのちを守るため、日夜全力で奮闘しています。

改めて、組合員・職場の皆さんに敬意を表するとともに、組合員を守り、安心して働き続けられる職場を実現するよう取り組みを強化します。

子どもが安全で安心して過ごせる 職場づくりを

子どもを預かる保育園や学童保育所では「子どもを感染させない」と極度の緊張感の中、奮闘しています。

千葉県本部・学童保育指導員労働組合連絡会では、学童保育の現場を独自に調査した内容について情報提供しつつ、千葉県に対して「①学童指導員の体制確保のため学校職員等による支援の円滑化、②学校の校庭や体育館など学校施設利用の円滑化、③公園の利用を禁止しないこと」について要望しました。

学童保育は、2015年度から、新制度として「子ども子育て支援法」が施行された際に「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、最低基準が示されました。「児童数おおむね40人まで」や「職員の複数配置」等が決められましたが、自治体が運営する学童保育所では、ほとんどが非正規職員で運営されています。面積要件としては、子ども一人につき概ね1.65㎡が求められていますが、24%の施設では、満たしておらず、子どもを詰め込むような施設も見られています。

子どもを取り巻く環境が大きく変わり、「子どもが安全で安心して過ごせること」が最重要課題になる中、労働組合として、職員が安心して子どもたちのために働き続けられるような職場づくり、施設の拡充など求めた取り組みが一層重要になっています。

保育所の現場では

保育所では、小学校が休校になる中、保護者から「保育所が休みになったら困るので本当に助かる」といった声が出されています。連日、新型コロナに関わり、「クラスター感染や保育所で感染した際には、休園」

などと言った報道もあり、保育士の中では、不安が出ています。保育施設に関わる人の中で一人でも感染者が出た場合には、保育施設の全施設を閉鎖するという自治体もあるようです。職員へのストレス、プレッシャーは半端ではありません。「もし感染したら。自分のせいで保育所が閉鎖され、子どもが保育所に通えず、多くの保護者が動けなくなる」と不安の口が出されています。そういった状況でも、保育士は、子どもたちが保育所で過ごすのを楽しみにしている姿に、不安な気持ちを追い払い、子どもたちが楽しく過ごせるよう保育に向かっています。

日本は、保育所に対してもお金をかけていません。保育所、保育士不足による待機児童の増加が社会的な問題となっています。自治体では、非正規が過半数を超える保育所も少なくなく、結婚や出産を契機にやめる保育士が後を絶ちません。その背景には、長時間労働、持ち帰り残業やサービス残業、大変な保育環境があります。

例えば、3歳児保育の場合、子どもに対する職員配置は、アメリカでは5人に一人、ドイツは10人に一人、イギリスでは8人に一人の保育士なのに対して、日本では20人に一人となっており、子どもを安全に保育することが大変になっています。

待機児童対策として、定員を超えて子どもを預かり「お昼寝」では、廊下に寝かす保育所も生じています。労働組合では、改善を求めて取り組みを強化しています。

いのちと健康を守る役割を果たそう

公衆衛生の第一線である保健所では、24時間、住民の相談にも応え、感染が広がら

ないように対応しています。連日連夜の長時間勤務が続き、「いつも23時近くまで残っている」「深夜3時に電話対応することも」「土日のどちらかは当番があるが振休も取れない」となっています。

保健所では、女性職員も多く、安心して子育てができない状況に陥っています。非常勤職員の力もかりて、ギリギリの状態です。仕事を回して、本当に危機的状態です。保健所での対応が遅ければ、住民のいのちや健康に重大な被害をもたらします。改めて、保健所、衛生研究所の体制と機能の充実が問われています。

戦後、「保健所法」によって、保健所が、健康相談、保健指導の他、医事、薬事、食品衛生、環境衛生など公衆衛生の第一線機関として強化が図られました。しかし、1994年(平成6年)に「保健所法」が廃止、「地域保健法」が施行されて以降、全国で保健所の削減が進められました。大阪府で14の支所が廃止され、大阪市では保健所が一つに統合され、保健所は、政令市、中核市含めて18ヶ所にまで減らされました。

京都府では、「保健所は、1995年に12ヶ所463人いた職員が、7ヶ所360人に減らされ、しかも職場を支えるはずの35歳～45歳の職員が極端に少なく、ベテランと若手職員への負担が大きくなっている」と問題点が指摘されています。

現場への支援体制など焦眉の対応を図るとともに、いかなる時でもいのちと健康を守る役割を果たせるよう保健所、衛生研究所など現場機能の強化、保健師の増員などが必要です。自治労連は、厚労省に対して、感染症に対する職員の研修と安全対策、健康確保のために必要な措置を講ずること、

公衆衛生にかかわる施設の拡充・体制強化を要請しています。各単組でも要請が行われ、大阪府職労では、9人増員を勝ち取っています。

医療現場の現場では

医療現場では、常に人手不足が続く中、政府が想定する「感染症」指定病床を超え、マスクも防護服も足りず、身の危険も感じつつ、必死でいのちを守っています。

日本の医師数は、いま医療崩壊しているイタリアの6割、ICU（集中治療室）のベッド数はイタリアの58%しかなく、日本は、イタリア以上に脆弱な医療体制の中で頑張っています。ところが、厚労省は、昨年9月26日、424の公立・公的病院について再編・統合を進め、20万床削減を進めようとしています。現在、全国で367病院・1884床ある感染症指定病院のほとんどを公立・公的病院が担っており、統廃合、機能転換や病院全体のダウンサイジングを強行すれば、医師・看護師等の確保にも大きく影響し、今回のような万が一の状況に対応する体制整備が一層困難となります。

公立・公的病院の再編・統合を許さない運動と世論を作るため、「地域医療を守り、国民のいのちを守るため、公立・公的病院等再編・統合阻止共同行動」を自治労連、全労連、中央社保協、国公労連、医労連、全医労で取り組み、地方からも運動を強めています。

緊急事態宣言に対して

「自粛と補償をセット」は当然

政府は、4月7日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、7都府県を

対象として、緊急事態宣言を行いました。また、併せて「緊急経済対策」を示しました。

新型コロナウイルス感染の拡大を抑える有効な手立ては、政府や首長が要請するように、一人一人が不要不急の外出を控えることは言うまでもありませんが、そのためには、住民が安心して外出自粛などの要請に応えられるよう支援策を速やかに実行することが求められています。しかし、政府が打ち出した「緊急経済対策」の生活補償策は、住民の不安を払拭しうるものにはなっていません。

住民も、感染する恐怖を感じ、自粛要請の生活の中、フラストレーションがたまっているのではないのでしょうか。さらに自粛要請により、収入を絶たれ、暮らしへの不安が広がっています。飲食、イベントや観光など、ありとあらゆることが制限され、労働者だけでなく、フリーランスや個人事業主も、明日の生活がままたらぬ状況になってきています。「自粛と補償をセットに」という声は、当然です。

自治体職場では、こうした住民の状況を踏まえ、思いに寄り添い、親身な対応が求められています。東日本大震災のような大災害の場合にも、自治体職場では、お互い励ましあいながら、乗り越え、復旧・復興へと進めてきました。新型コロナウイルス感染を終息させるまで、職場の切実な声や住民の実態など出し合い、みんなで乗り越えていきましょう。

今こそ、いのちを守ろう、くらしを守ろう！

自治労連は、現場で懸命に働く職員の願

2020年4月24日

いや住民の不安に応えるよう、首長に対して、住民の皆さんのいのちを支えられるよう必要な人員やマスクなどの必要な資材を確保すること、そして、今後、国が示している給付申請等の住民対応をスムーズに行えるよう求めます。同時に、政府に対して、今こそ憲法と地方自治に基づき、住民の皆さんのいのち・健康と暮らしを守る施策をすすめるよう求めています。

住民の暮らしを支える守る力の発揮どころです。すべての組合員の英知を結集し、地域住民とともにこの局面を乗り越えましょう。